### 第1回 紀の川流域における浸水対策検討会(仮称)

日時:平成30年1月26日(金)14:00~

場所:和歌山県庁南別館2階 防災研修室

### 議事次第

### 1. 挨拶

### 2. 議事

- (1) 紀の川流域における浸水対策検討会(仮称)規約
- (2) 紀の川流域における浸水対策検討会について
- (3) 紀の川流域における浸水対策検討会での検討内容(案)について
- (4) 沿川市町での浸水被害と対策の現状について

### 【配布資料】

- 議事次第
- 出席者名簿
- 配席図
- ・資料-1 紀の川流域における浸水対策検討会(仮称)規約
- ・資料-2 紀の川流域における浸水対策検討会について
- ・資料-3 紀の川流域における浸水対策検討会での検討内容(案)について
- ・資料-4 沿川市町での浸水被害と対策の現状について
- ・参考資料-1 平成29年台風21号による紀の川の出水状況
- ・参考資料-2-1 紀の川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会規約
- ・参考資料-2-2 紀の川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会規約

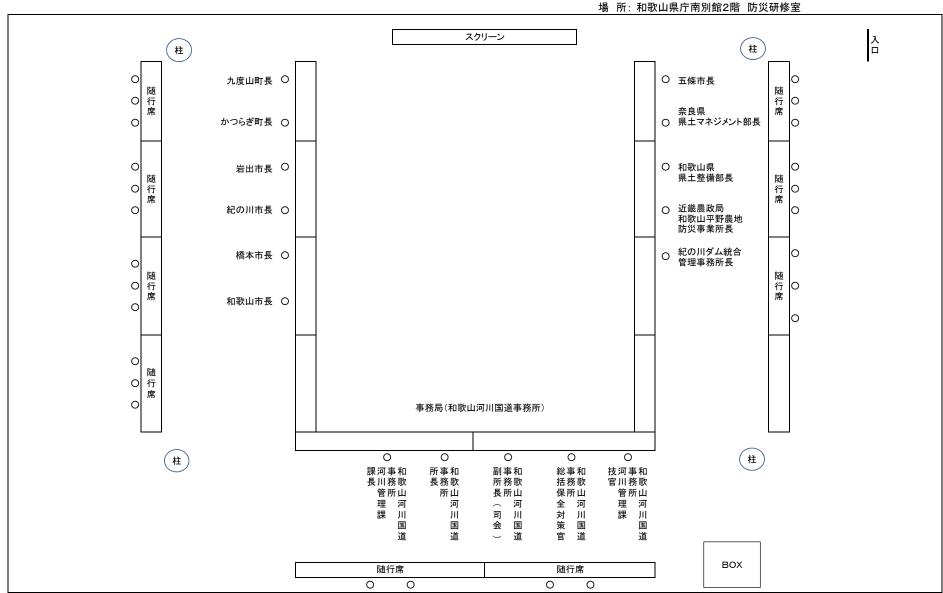
### 第1回 紀の川流域における浸水対策検討会(仮称)

日 時:平成30年1月26日(金)14:00~ 場 所:和歌山県庁南別館2階 防災研修室

	出席者	所 属・ 役職	氏 名	代理出席者		備考
	山乕有	別 禹 * 1文戦		所属·役職	指名	加 石
1	和歌山市	市長	尾花 正啓			
2	岩出市	市長	中芝 正幸			
3	紀の川市	市長	中村 愼司			
4	かつらぎ町	町長	井本 泰造			
5	九度山町	町長	岡本 章	地域防災課長	正野 晃司	
6	橋本市	市長	平木 哲朗			
7	五條市	市長	太田 好紀	危機統括室·危機管理監	山本 修二	
8	和歌山県	県土整備部長	森戸 義貴	技監	伏山 充彦	
9	奈良県	県土マネジメント部長	山田 哲也	河川政策官	平岡 伸之	
10	近畿農政局 和歌山平野農地防災事業所	事業所長	奥平 浩			
11	近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所	事務所長	松田 晋次	防災情報課長	市田 文生	
	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所	事務所長	寺沢 直樹			
13	4 4 近畿地方整備局 5 和歌山河川国道事務所 (事務局) 3	副所長	幅岸 修一			
14		総括保全対策官	竹中 宏徳			
15		河川管理課 課長	中村 超			
16		河川管理課 専門官	足立 哲也			
17		河川管理課 技官	荻野 恭輔			

### 第1回 紀の川流域における浸水対策検討会(仮称)

日 時: 平成30年1月26日(金)14時00分~ 場 所: 和歌山県庁南別館2階 防災研修室



### 紀の川流域における浸水対策検討会(仮称)規約(案)

### (名称)

第1条 この会議は、紀の川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会(以下「下流部協議会」という。)第2条の2及び紀の川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会(以下「上流部協議会」という。)第2条の2に基づき組織することとし、名称を紀の川流域における浸水対策検討会(以下「検討会」という。)とする。

### (目的)

第2条 検討会は、平成29年10月の前線や台風第21号による降雨により紀の川沿 川各所で浸水被害が発生したことを受け、浸水被害についての情報共有を図るとと もに、今後の浸水対策に関して関係市町、県及び国が議論し、効果的かつ効率的な 整備につなげることを目的とする。

### (検討会の構成)

- 第3条 検討会は、別紙1の職にある者をもって構成する。
  - 2 検討会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
  - 3 事務局は、第1項によるもののほか、検討会構成員の同意を得て、必要に応じて 別紙1の職にある者以外の者(行政関係機関職員)に参加を求めることができる。

### (幹事会の構成)

- 第4条 検討会に幹事会を置く。
  - 2 幹事会は、別紙2の職にある者をもって構成する。
  - 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
  - 4 幹事会は、検討会の運営に必要な情報交換、調査、分析、浸水対策にかかる各種 検討、調整を行うことを目的とし、結果について検討会へ報告する。
  - 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて 別紙2の職にある者以外の者(行政関係機関職員)に参加を求めることができる。

### (会議の公開)

- 第5条 検討会は、原則非公開とし、構成員の同意を得て公開とすることができる。
  - 2 幹事会は、原則非公開とする。

### (検討会資料等の公表)

第6条 検討会に提出された資料等については、検討会に諮り公表するものとする。た だし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、検討会の了解を 得て公表しないものとする。

2 検討会の議事については、原則として事務局が議事概要を作成し、出席した委員 の確認を得た後、下流部協議会及び上流部協議会に報告するものとする。

### (事務局)

第7条 検討会の庶務を行うため、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所に事務局を置 く。

### (雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会の議事の手続きその他運営に関し必要な 事項については、検討会で定めるものとする。

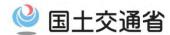
### (附則)

本規約は、平成30年1月 日から施行する。

和歌山市長 岩出市長 紀の川市長 かつらぎ町長 九度山町長 橋本市長 五條市長 和歌山県県土整備部長 奈良県県土マネジメント部長 近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長 近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所長 近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長 和歌山市総合防災課長 岩出市総務課長 紀の川市危機管理課長 かつらぎ町総務課長 九度山町地域防災課長 橋本市危機管理監 五條市危機管理監 和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課長 和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課長 和歌山県農林水産部農林水産制作局農業農村整備課長 奈良県県土マネジメント部河川政策官 近畿農政局和歌山平野農地防災事業所次長 近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所防災情報課長 近畿地方整備局和歌山河川国道事務所副所長

# 紀の川流域における浸水対策 検討会について

# 紀の川流域における浸水対策検討会(仮称)について



## 検討会設置目的

平成29年10月の前線や台風第21号による降雨により紀の川沿川各所で浸水被害が発生したことを受け、浸水被害についての情報共有を図るとともに、今後の浸水対策に関して関係市町、県及び国が議論し、効果的かつ効率的な整備につなげることを目的とする。

## 検討の基本方針

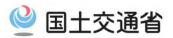
- ①台風21号で浸水した地区の浸水状況を把握し、その要因を明らかにする。
- ②要因調査にあたっては、降雨の状況、河川の水位、排水系統の状況、土地利用、地形等を確認する。
- ③要因に応じて、各管理者等の役割分担を明確にし、各々の責任の下、対策を行うこととする。

# 構成機関·委員(案)·幹事(案)·WG(案)

構成機関	委員(案)	幹事(案)	WG(案)
和歌山市	市長	総合防災課長	総合防災課河川港湾課
岩出市	市長	総務課長	総務課
紀の川市	市長	危機管理課長	危機管理課 道路河川課
かつらぎ町	町長	総務課長	総務課 建設課
九度山町	町長	地域防災課長	地域防災課
橋本市	市長	危機管理監	危機管理課 都市整備課
五條市	市長	危機管理監	危機管理課
和歌山県	県土整備部長	河川課長 下水道課長 農業農村整備課長	河川課 下水道課 農業農村整備課 関係振興局建設部
奈良県	県土マネジメント部長	河川政策官	河川課
近畿農政局 和歌山平野農地防災事業所	所長	次長	調査設計課
近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所	所長	防災情報課長	防災情報課
近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所	所長	副所長	河川管理課

資料-3

# 紀の川流域における浸水対策検討会での検討内容(案)について



# 台風21号による紀の川沿川地域における浸水被害について

台風21号の豪雨により、紀の川本川の水位が長時間にわたり高い状態が継続する中、例えば、かつらぎ雨量観測所では、観測史上最大となる日雨量219mmを記録するなど、紀の川の沿川地域において、近年、類を見ない大雨となり、浸水被害が発生した。

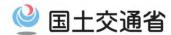
こうした浸水被害等の実情を踏まえ、今後の治水対策に関する方向性を関係市町、県及び国が議論し、効果的且つ効率的な整備に繋げる。

紀の川流域における浸水対策検討会(仮称)を設置

支川等の合流部における本川水位の低下や、浸水後の排水作業の実施などにより、 排出を円滑に行い、浸水被害の軽減に資する具体的な対応案を検討

検討会での取組(案)

- 河道の点検と維持管理
- 地域や民間の協力
- 浸水対策計画の作成



# 河道の点検と維持管理

支川・排水路の合流部において、本川水位を低下させ、内水の排出を円滑にする観点から、その付近の樹木繁茂状況や土砂の堆積状況を点検し、必要に応じて、樹木 伐採や堆積土砂撤去を実施。



樹木伐採前の合流部



樹木伐採後の合流部



# 地域や民間の協力

本川水位を低下させる観点から、一般公募による樹木伐採や砂利採取業者による堆積土砂の除去などを促進



一般公募の樹木伐採

砂利採取業者による堆積土砂の除去

### 沿川市町での浸水被害と対策の現状について

1. 現在、貴市町自らが取り組まれている内水対策について記述願います。

### ①【園部・六十谷地区の整備状況について】

有功雨水ポンプ場の取込口から上流側約420mの水路整備については、平成29年4月に完成しています。現在、都市計画道路西脇山口線に平行する箇所で約42mの施工に着手しています。今後も残整備区間であるオークワ六十谷店までの約800mを関係機関や地元自治会と協議し、整備に取り組みます。

### 【井辺・神前地区の整備状況について】

和田川排水区の浸水対策については、平成24年度から公共下水道和田川排水区2号雨水幹線工事に着手し、平成27年7月に都市計画道路松島本渡線の道路直下に口径4,500mmの流下型貯留管延長約1,240mが完成しています。また、和田川雨水簡易ポンプ場の建設については、平成26年度にポンプ棟の建設に着手しており、平成32年度の供用開始を目指します。

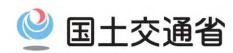
ソフト対策としては、内水ハザードマップを作成しました。災害危険区域、避難所等を地図上に示したものであり、内水による浸水情報および避難方法に係る情報を住民に分かりやすく提供することにより、住民の自助・共助を促進し水害による被害の最小化を図ることを目的としています。

- ②台風接近に伴い仮設ポンプの設置
- ③市内リース業者との連携による土木工事用大型水中ポンプの操作業務委託
- ④地元給油所との連携による 24 時間体制での燃料供給
- 2. 今年度の出水時において貴市町自らが内水対策を実施した中で「良かった点」「問題点」を記述願います。
- ①土嚢設置を建設業協会へ依頼しスムーズな対応ができた。
- ②土嚢袋だけを保管するのではなく、完成した状態で大量に(10000個)保管しているので、悪条件の中、消防団・消防本部が土嚢作りをする時間を省いている。
- ③平成 26 年度から、紀の川で砂利採取したことにより、役場周辺の浸水が他の箇所より 被害が少なかった。

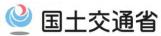
- 3. 現在、貴市町自らが実施している内水対策の取組に関し、改善が必要と考える内容があれば記述願います。
- ①市民は、排水作業により避難しなくても普段の生活がおくれるような完全な排水作業を求められるが、天災に機械で立ち向かうのには限界がある。流入量に立ち向かう排水作業ではなく、市民を全て避難させて「生命」を守った上で、可能な限り「財産」を守る排水作業を行うべきであり、排水作業は被害軽減のために行うものであることも市民に知っていただく必要がある。
- 4. その他、貴市町自ら新たに内水対策に関し実施する必要があると考える内容があれば記述願います。
- ①排水ポンプ車の増設や排水ポンプ車の配備を計画している。また、監視カメラの整備を計画している。今後は、水位計等を設置することにより水位状況をより詳細に分析し、 排水ポンプ車稼働の判断を速やかにできるようにする必要がある。
- ②今後の築堤整備を想定すれば、内水汲み出し用ポンプの充実強化が必要と考えている。

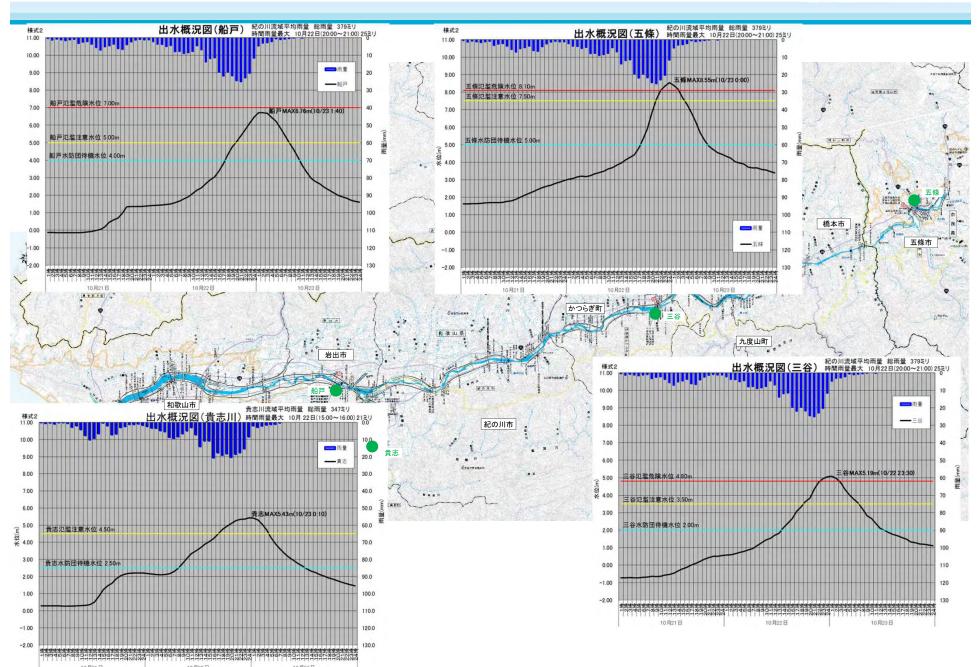
参考資料-1

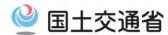
# 平成29年台風21号による紀の川の出水状況

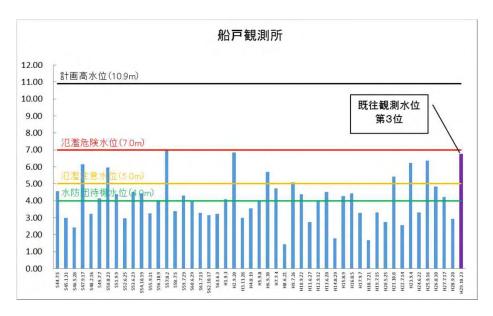


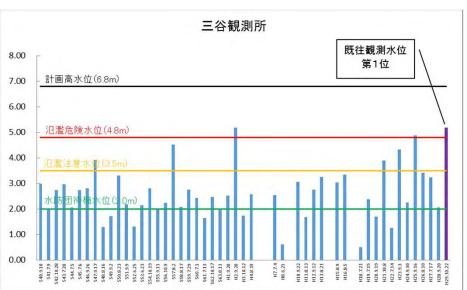
# 平成29年台風21号による紀の川の出水状況

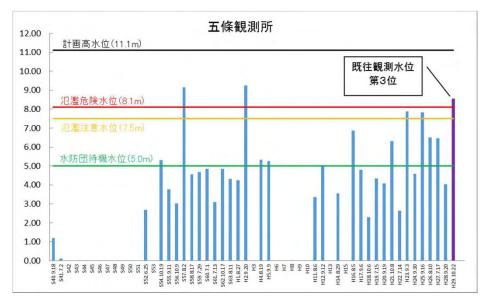


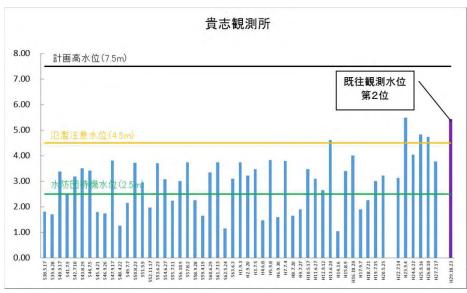




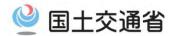


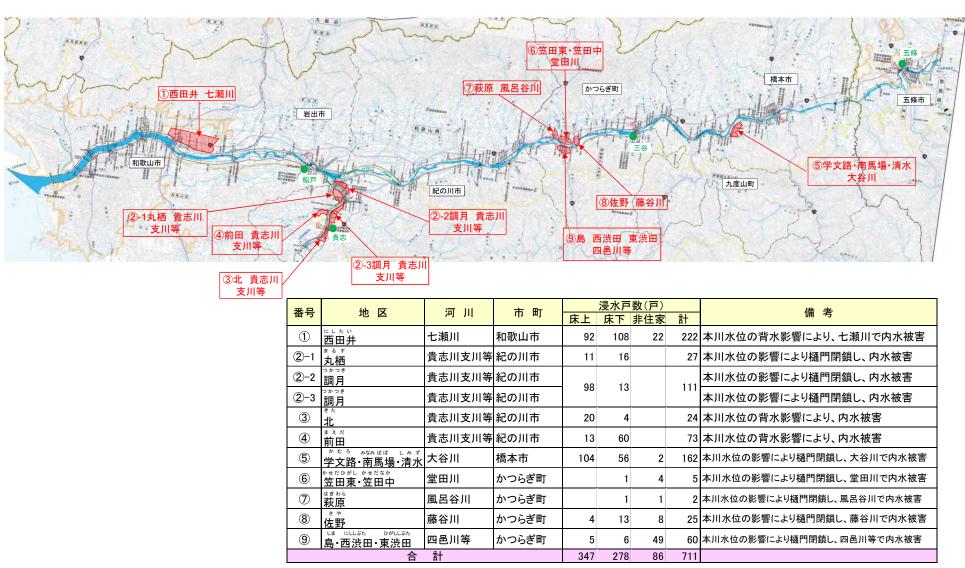






# 平成29年台風21号による紀の川沿川の浸水被害状況





※ 浸水戸数は和歌山県HP(H29.11.15 第17報)より

### 紀の川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会規約

### (名称)

第1条 この会議は、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)第15条の9、第1 5条の10に基づき組織することとし、名称を紀の川上流部大規模氾濫に関する減 災対策協議会(以下「協議会」という。)とする。

### (目的)

- 第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生した ことを踏まえ、河川管理者、県、市、町等が連携・協力して、減災のための目標を 共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、紀の川 流域市町において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える 「水防災意識社会」を下記河川において再構築することを目的とする。
  - 1) 洪水予報河川(紀の川)
  - 2) 水位周知河川(橋本川)
  - 3) その他、協議会が必要と認める河川
  - 2 協議会に関連し早期に検討が必要な事象が発生した場合、協議会構成員等により 構成する検討会を設置できる。

### (協議会の構成)

- 第3条 協議会は、別紙1の職にある者をもって構成する。
  - 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
  - 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて 別紙1の職にある者以外の者(学識経験者等)に参加を求めることができる。

### (幹事会の構成)

- 第4条 協議会に幹事会を置く。
  - 2 幹事会は、別紙2の職にある者をもって構成する。
  - 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
  - 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、 調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
  - 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて 別紙2の職にある者以外の者(学識経験者等)に参加を求めることができる。

### (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、出水期前に協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

### (会議の公開)

- 第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
  - 2 幹事会及び検討会は、原則非公開とし、幹事会及び検討会の結果を協議会へ報告 することにより公開と見なす。

### (協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、 個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公 表しないものとする。
  - 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得 た後、公表するものとする。

### (事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所に事務局を置 く。

### (雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な 事項については、協議会で定めるものとする。

### (附則)

本規約は、平成 28 年 6 月 30 日から施行する。 平成 28 年 9 月 26 日 別紙 2 一部改正

本規約は、平成29年6月28日から施行する。

本規約は、平成30年1月9日から施行する。

和歌山地方気象台長 奈良地方気象台長 和歌山県県土整備部長 奈良県県土マネジメント部長 かつらぎ町長 九度山町長 橋本市長 五條市長 近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所長 近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長 和歌山地方気象台防災管理官 奈良地方気象台防災管理官 和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課長 和歌山県総務部危機管理局防災企画課長 奈良県県土マネジメント部河川政策官 かつらぎ町総務課長 九度山町地域防災課長 橋本市危機管理監 五條市危機管理監 近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所防災情報課長 近畿地方整備局和歌山河川国道事務所副所長 和歌山県伊都振興局建設部長 和歌山県伊都振興局地域振興部長

### 紀の川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会規約

### (名称)

第1条 この会議は、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)第15条の9、第15 条の10に基づき組織することとし、名称を紀の川下流部大規模氾濫に関する減災 対策協議会(以下「協議会」という。)とする。

### (目的)

- 第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生した ことを踏まえ、河川管理者、県、市、町等が連携・協力して、減災のための目標を 共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、紀の川 流域市町において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える 「水防災意識社会」を下記河川において再構築することを目的とする。
  - 1) 洪水予報河川(紀の川)
  - 2) 水位周知河川(貴志川、和田川、亀の川、日方川、加茂川)
  - 3) その他、協議会が必要と認める河川
  - 2 協議会に関連し早期に検討が必要な事象が発生した場合、協議会構成員等により構成する検討会を設置できる。

### (協議会の構成)

- 第3条 協議会は、別紙1の職にある者をもって構成する。
  - 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
  - 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて 別紙1の職にある者以外の者(学識経験者等)に参加を求めることができる。

### (幹事会の構成)

- 第4条 協議会に幹事会を置く。
  - 2 幹事会は、別紙2の職にある者をもって構成する。
  - 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
  - 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、 調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
  - 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて 別紙2の職にある者以外の者(学識経験者等)に参加を求めることができる。

### (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、出水期前に協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

### (会議の公開)

- 第6条 協議会、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
  - 2 幹事会及び検討会は、原則非公開とし、幹事会及び検討会の結果を協議会へ報告 することにより公開と見なす。

### (協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、 個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公 表しないものとする。
  - 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

### (事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所に事務局を置く。

#### (雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な 事項については、協議会で定めるものとする。

#### (附則)

本規約は、平成28年6月23日から施行する。

本規約は、平成29年6月21日から施行する。

本規約は、平成30年1月9日から施行する。

和歌山地方気象台長
和歌山県県土整備部長
和歌山市長
海南市長
紀の川市長
岩出市長
紀美野町長
記畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所長
近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長

和歌山地方気象台防災管理官
和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課長
和歌山県総務部危機管理局防災企画課長
和歌山市危機管理部総合防災課長
海南市総務部危機管理課長
紀の川市危機管理部危機管理課長
岩出市総務部総務課長
岩出市総務部総務課長
紀美野町総務課長
近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所防災情報課長
近畿地方整備局和歌山河川国道事務所副所長
和歌山県海草振興局建設部長
和歌山県海草振興局建設部長
和歌山県那賀振興局建設部長
和歌山県那賀振興局地域振興部長